

京都市上下水道局告示第11号

京都市指定下水道工事業者規程第2条第1項の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条第1項に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

令和6年5月23日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 指定下水道工事業者

(1) 城陽市久世南垣内121番地の1

有限会社 辻久ガス

代表取締役 辻村 節子

(2) 京都市南区久世川原町192番地14

アローフィールド 株式会社

代表取締役 矢野 雅史

(3) 亀岡市篠町広田2丁目5番12号

紀設備

梅原 紀子

2 指定期間

令和6年5月23日から令和11年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)